

台湾の世界保健機関（WHO）への参加実現のための取組の強化を求める件

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）によって、国境を越えて国際社会に広がる感染症の脅威が再認識された。感染拡大防止には国際的な防疫網を構築することが不可欠であり、そのためには、公衆衛生上の成果を上げた地域の取組や有益な情報を世界で共有するとともに、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めることが重要である。

しかし、このパンデミックの状況下で開催されたWHO総会に台湾はオブザーバーとしての参加も認められていない。台湾がWHOに参加できないことは、新型コロナウイルス感染症対策に対する台湾の知見や経験の世界的共有が図られず、国際的な公衆衛生上の利益を大きく損なうものであるとともに、防疫上の地理的空白の発生を招くことにもなり、我が国及び東北アジア地域のみならず、全世界の人々の健康と安全を脅かしかねない。

よって、国会及び政府におかれては、関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへの参加実現のための取組をなお一層強化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦